2　「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。	2　「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第321条の８条第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。
⑴　通算法人の対象事業年度（法第321条の８第42項に規定する対象事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同条第44項の規定の適用を受ける場合（⑵に規定する既に修正申告等があった場合を除く。）には、「（⑤－①）又は」を抹消すること。	［新設］
⑵　既に通算法人の対象事業年度について法第321条の８第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第１項若しくは第３項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第321条の８第44項の規定の適用を受けるとき（以下この記載要領において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（以下この記載要領において「直近修正申告書等」という。）に基づき「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。	
⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。	
3　「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。	3　「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第321条の８条第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。
⑴　通算法人の対象事業年度について法第321条の８第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「（①－⑤）又は」を抹消すること。	［新設］
⑵　既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。	
⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。	
4　過去適用事業年度（法第321条の８第42項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の同項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の４様式及び同様式別表１から別表６までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額（同条第39項に規定する税額控除額をいう。）の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表１から別表６までの明細書を添付すること。	［新設］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十号の二様式記載要領の改正規定、第十号の三様式記載要領の改正規定（同様式記載要領５及び10に係る部分に限る。）及び第十号の四様式記載要領の改正規定は、令和四年十二月三十一日から施行する。

（法人の事業税に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七に規定する連結子法人の同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和四年四月一日前に開始した事業年度に係るこの省令による改正後の地方税法施行規則第六号様式別表五の六の三の規定の適用については、同表記載要領中租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の各規定には、当該規定に対応する令和二年所得税法等改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年所得税法等改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法の規定を含むものとする。